

神戸市立青少年科学館展示室等改修業務第3期

募集要項

(公募型プロポーザル)

令和8年7月

神戸市文化スポーツ局文化交流課

1. 案件名称

神戸市立青少年科学館展示室等改修業務第3期

2. 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

神戸市立青少年科学館は昭和 59 年の開館以来 42 年目を迎える。開館以来数年ごとに少しずつ更新を重ねたが展示物の陳腐化が進み、施設を含め科学館自体の古さが目立つようになった。そこで、全館の大規模リニューアルを実施するため、令和5年5月に展示更新検討会を立ち上げ、令和6年度に1階の2つの展示室全体の更新を実施、引き続き第2期として北館2階、3階の展示室更新も令和8年3月に完成した。続いて、第3期として残り2つの展示室の更新を実施し、大規模リニューアルを完遂したいと考えている。令和7年度に外部専門委員を構成員とする「神戸市立青少年科学館第3期展示更新調査検討会」を設置し、第3期のリニューアル整備概要をまとめ、「神戸市立青少年科学館展示更新計画第3期素案」を作成し、それをたたき台として引き続き本年度の検討会で検討を重ね、「神戸市立青少年科学館展示更新計画第3期」を策定した。本業務はその計画を具現化し、情報の科学・宇宙と地球の展示室リニューアルを行うものである。時代の流れに対応した展示を行うことにより、家庭や学校ではできない体験を通し、科学への興味・関心、知的好奇心、創造性を育める場とする。そのための展示等のノウハウやアイデアを有する事業者を選定することを目的にプロポーザルを実施する。

(2) 業務内容

神戸市立青少年科学館展示室等改修業務第3期業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 事業規模(契約上限額)

金 1,200,000,000 円(消費税含む)以内とする。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。(上記金額を超える見積書の提出は不可)

(4) 契約期間

契約日から令和 10 年3月 24 日まで

詳細な業務実施期間については、契約締結時に決定する。

(5) 履行場所

神戸市立青少年科学館

住所 神戸市中央区港島中町7-7-6

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 停止条件について

本業務は、市会において、委託契約の締結が認められなかった場合は、仮契約後であっても業務を停止するものとする。その際、費用の一切は支払わないものとする。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

本業務は、神戸市契約規則第 21 条にある、市会の議決に付すべき契約であり、市会の議決があった後に契約を締結する旨を記載した仮契約書を取り交わすものとする。市会の議決があったときは、速やかに、本契約を締結する。この場合、仮契約書は、当該本契約書として作成されたものとみなす。

(2) 委託料の支払い

完成払い

業務のすべてが完成検査に合格し、かつ、すべての機器等の市における使用を可能な状態としたうえでの工事のすべてについての引き渡しを受けた後、所定の手続きに従って市は選定事業者へ全額支払う。その他詳細は支払いに関する契約書(案)による。

(3) 契約書案

別紙(頭書及び委託契約約款)参照

なお、契約内容の加除を求める場合は、定められた期間内に「質問書」にその内容を記載し提出すること。

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 令和 8・9 年度神戸市入札参加資格(工事請負または物品等)を有すること。ただし、神戸市入札参加資格を有しない場合は、下記の書類を提出すること。

ア 登記事項に関する履歴事項全部証明書

イ 納税証明書(国税及び地方税)

(3) 経営状態が窮境にある者(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。)でないこと。

(4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

(6) 団体またはその代表者が国税(法人税、所得税、消費税(地方消費税を含む))又は神戸市税を、滞納

又は未申告としていないこと。

- (7) 業務運営に関し、必要となる各種法令に基づく許可、認可、免許等を受けていること。
- (8) 現地説明会に参加した団体であること。
- (9) 直近 10 年間(平成 28 年度から令和7年度までの契約)において、元請として博物館、科学館(科学博物館、サイエンスセンター等)や民間施設での展示、体験施設、企業ミュージアムの常設展示で 1,000 m²以上の施工(展示物製造等)実績があること。
- (10) 共同企業体(以下「JV」という。)で参加しようとする場合は、(9)の条件を満たす事業者が代表事業者となること。また、地元業者以外が代表事業者になる場合も、可能な限り JV に地元業者もしくは準地元業者を参加させること。地元業者、準地元業者については以下の通り定義する。

地元業者:本店を神戸市内に有する者

準地元業者:上記以外の者の内、営業中の支店・営業所を神戸市内に有する者

代表事業者は上記(1)から(9)までの条件を、JV を構成するその他の事業者は上記(1)から(7)までの条件を満たすこと。

代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めない。

地元業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合の加点について次の通りとする。

- | | |
|----------------------------------|------------|
| ア JV の全構成員が地元業者の場合 | 40 点を加点する。 |
| イ JV の代表事業者が地元業者、構成事業者が地元業者以外の場合 | 20 点を加点する。 |
| ウ JV の構成事業者に地元業者が参加する場合 | 5 点を加点する。 |
| エ JV の全構成員が準地元業者の場合 | 1 点を加点する。 |

5. スケジュール

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年7月 17 日(金) |
| (2) 参加表明書の提出期限 | 令和8年8月3日(月)午後5時まで |
| (3) 参加申請関係書の提出期限 | 令和8年8月7日(金)午後5時まで |
| (4) 現地説明会開催日 | 令和8年8月7日(金) |
| (5) 質問票提出期限 | 令和8年8月 14 日(金)午後5時まで |
| (6) 参加資格適否通知及び登録番号の交付 | 令和8年8月 14 日(金) |
| (7) 質問に関する回答 | 令和8年8月 21 日(金)(予定) |
| (8) 企画提案書の提出期限 | 令和8年9月 10 日(木)午後5時まで |
| (9) プレゼンテーション | 令和8年9月中下旬 |
| (10) 選定結果通知 | 令和8年 10 月上旬(予定) |
| (11) 仮契約締結 | 令和8年 10 月上旬(予定) |

6. 応募手続き等に関する事項

(1) 参加表明書の提出

① 参加表明書(様式第1号-1)

ア 提出部数 1部

イ 提出先 神戸市文化スポーツ局 文化交流課 電話番号:078-322-5786

ウ 提出方法 PDFにして電子メールにて提出

電子メールアドレス:kagakukan@city.kobe.lg.jp

電子メールの件名を「神戸市立青少年科学館展示室等改修業務(企業名)」とすること。

代表事業者の名前で送付のこと。送付後は提出先に電話連絡を行うこと。

エ 提出期間 令和8年8月3日(月)午後5時まで

※ 参加表明書を提出した団体にのみ、「神戸市立青少年科学館展示更新計画第3期」、「神戸市立青少年科学館改修デザインルール」「情報・宇宙展示項目表」「情報・宇宙展示物リスト」等を送付する。

(2) プロポーザル参加申込書等の提出

① 参加申込書(様式第1号-2)

② 共同企業体認定申請書兼協定書(様式第2号)

③ 会社概要(様式第3号)

④ 類似業務実績確認書(様式第4号)

類似業務の実績を証する書類を添付すること(業務内容がわかる契約書の写し及び仕様書等)。

⑤ 誓約書(様式第5号)

神戸市入札参加資格を有しない場合は、下記の書類も併せて提出すること。

⑥ 登記簿謄本または登記事項全部証明書【申請時点で発行日から3か月以内のもの】

⑦ 団体の直近の税務申告書及び納税証明書【申請時点で発行日から3か月以内のもの】

ア 提出部数 2部(正本1部・副本1部)

イ 提出先 神戸市文化スポーツ局 文化交流課

所在地:〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

ウ 提出方法

持参または郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限る。提出期限必着のこと。)によること。

封筒に入れ「青少年科学館展示室等改修業務参加申込書在中」と封筒表に朱書すること。

ただし、送付途上での事故については、一切責任を持たない。郵送等の場合は、提出期限必着。

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。午前9時～正午、午後1時～午後5時

エ 提出期間 令和8年8月7日(金)午後5時まで

オ 参加資格適否の通知及び登録番号交付

参加申請書提出者には、本プロポーザルへの適否について、令和8年8月14日(金)に電子メールで通知する。参加を認めた団体には、登録番号の交付を行う。

プロポーザルに参加する団体は提案書全頁の右下に登録番号を付すこと。

カ 参加辞退

参加申込後であっても参加を辞退することができる。その場合は「参加辞退届(様式第8号)」を企画提案書の提出期限までに持参または郵送にて提出すること。

なお、すでに受理した参加申込書等の書類一切は返却しない。

(3) 現地説明会の開催

① 開催日時: 令和8年8月7日(金)午前 10 時から正午まで

② 実施場所: 神戸市立青少年科学館

③ 申 込 書: 現地説明会参加申込書(様式第6号)

ア 申込先 神戸市文化スポーツ局文化交流課 電話番号: 078-322-5786

イ 申込方法 電子メールにて提出

電子メールアドレス: kagakukan@city.kobe.lg.jp

電子メールの件名を「神戸市立青少年科学館展示室等改修業務現地説明会申込(企業名)」とすること。なお、JV の場合は、共同企業体名とすること。送付後は申込先に電話連絡を行うこと。

ウ 受付期間 令和8年7月 17 日(金)から8月5日(水)午後5時まで

④ その他

プロポーザルに参加する団体は、必ず現地説明会に出席しなければならない。

なお、参加人数は、各団体3名以内とする。

気象警報発令等で、科学館が閉館中の場合、説明会の日時を変更する場合がある。その際は、説明会の参加申込を行った団体に電子メールで連絡する。

写真の撮影についても、同日に限り許可する。撮影は、来館時に受付で手続きをし、所定の許可証を着用したうえで他の来館者の迷惑にならないように行うこと。

(4) 質問票の提出及び回答

① 質問票(様式第7号)

ア 提出先 神戸市文化スポーツ局文化交流課

イ 提出方法 電子メール(テキストデータ: ワード等)にて提出 ※画像データは不可

電子メールアドレス: kagakukan@city.kobe.lg.jp

電子メールの件名を「神戸市立青少年科学館展示室等改修業務質問(企業名)」とすること。なお、JV の場合は、共同企業体名とすること。送信後2日を超えて受領連絡の返信メールがない場合は、受信されているかの確認を電話にて行うこと

ウ 受付期間 令和8年8月3日(月)から令和8年8月 14 日(金)午後5時まで

② 回 答 質問内容及び回答は、参加申請者のうち参加資格を有する者全員に対して、電子メールにより、令和8年8月 21 日(金)(予定)に行う。ただし、質問内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

(5) 企画提案書の作成要領

① 提案にあたって参酌すべき事項

- ・「神戸市立青少年科学館展示更新計画第3期」（以下「更新計画」という。）
- ・「神戸市立青少年科学館改修デザインルール」
- ・「情報・宇宙展示項目表」（以下「展示項目表」という。）
- ・「情報・宇宙展示物リスト」（以下「展示物リスト」という。）

※提案の策定にあたっては、別添「更新計画」に示された展示コンセプト、ストーリー及び空間構成の思想を本業務における最上位の指針として深く理解したうえで、その枠組みの中で、別添「展示項目表」に示された展示項目、内容、ねらい、及び展示分類を、個々の展示が満たすべき最優先の要求仕様とし、これらを漏れなく満たすこと。

あわせて、別添『展示物リスト』に示す既存展示物の『再利用』『受注者の判断による活用』『保管』『廃棄』の区分について、事業者はこの区分を変更することなく厳守すること。そのうえで、当該区分が設けられている趣旨(科学館資産としての有効活用、及び再製作等に伴う経費の無駄の抑制)を踏まえ、再利用対象物を活かす具体的な展示手法や、受注者の判断による活用対象物の取扱いについて、限られた資源を創意工夫により最大限に活かす提案を行うこと。なお、『保管』にのみ区分された展示物は、資料として科学館が保管するものであり、新たな展示への活用対象には含めないこと。

なお、別紙「情報・宇宙展示室 展開例(参考)」は、具体的な展示構成のイメージを示す参考例であり、これに限定されるものではない。事業者の自由で柔軟なアイデア及び最新技術に基づく提案を歓迎する。

展示項目(細目)に掲げた個々の展示は、ストーリー上の統合・融合が合理的と判断される場合、事業者の裁量で組み合わせることを妨げない。ただし、その場合であっても、更新計画に示された思想との整合性及び展示項目表に示された各展示のねらい・分類の達成を損なわないこと。

② 企画提案内容

- ア 「情報の科学」展示室の改修及び展示物の改修、新設
- イ 「宇宙と地球」展示室の改修及び展示物の改修、新設
- ウ 共用部分の改修

③ 企画提案書の記載事項(1案に限る)

ア 企画提案

a. 「情報の科学」展示室の改修及び展示物の改修、新設

- ・抽象的な「情報」概念を、多世代が直感的に理解できる体験設計についての提案
- ・来館者が音声・文字・画像などの入力を自ら選択し、ノイズ除去・翻訳・画像認識・音声変換などの処理を自在に組み合わせ、その結果が映像・音・ロボット動作・AR 表示などとして出力される一連の体験を通じて、情報の「入力・処理・出力」という基本サイクルと、処理(アルゴリズム)の違いによって結果がどのように変化するかを、言葉だけでなく体感(五感)を通して直感的に理解し、没頭できる展示を提案すること。
- ・通常はブラックボックスになりがちな「処理」の過程を可視化し、来館者が自ら試行錯誤しながら情報処理の仕組みと社会・生活とのつながりを探究できる構成とすること。

- ・なお、ウェアラブルセンサー等を用いた生体情報(個人データ)の取得を行う提案については、体験終了後のデータ即時破棄等の安全対策をシステム上担保すること。また、来館者による投稿型・共創型の展示を行う提案については、不適切なコンテンツの投稿を自動・手動で検閲・監視・制御するモデレーション機能を必ず備えること。
- b.「宇宙と地球」展示室の縦空間の大きさを生かしたダイナミックな(体験)展示の提案
 - ・宇宙展示室の物理的な特徴である「縦空間(天井の高さ)」を最大限に活かし、視覚的・体感的に来館者を惹きつけ、「宇宙をどのように知るのか」という知的探究心を引き出す体験型モニュメント・展示空間を提案すること。
 - ・展示室の物理的制約(天井高、床面積・動線)を踏まえた現実的なゾーニング案を示すこと。
- c. 変わり続ける先端技術に対応する、低コストな可変型展示の提案
 - ・技術進歩が極めて速い分野であることを踏まえ、大規模な工事を伴わずにコンテンツ(ソフトウェア、映像、グラフィックパネル等)を差し替えるだけで、低予算かつ迅速に最新情報へリフレッシュできる「可変型展示システム」を、情報・宇宙の展示室から各1例提案すること。
 - ・大規模な工事を伴わずに、コンテンツ(ソフトウェア、映像、グラフィックパネル等)を差し替えるだけで、低予算かつ迅速に最新情報へリフレッシュできる「可変型展示システム」を提案すること。
 - ・展示のベースとなる構造(筐体、電気系統、投影システム等のインフラ部分)を共通化・モジュール化する手法や、プラットフォーム型・コンテンツ差し替え型など、有効と思われる手法を検討すること。採用した手法の根拠・利点を示すこと。
 - ・10年後も当該可変型展示が有効活用できることについての設計上の担保(意匠的制約・汎用部材の活用等)を示すこと。
 - ・入れ替えに要する工期・概算費用・必要な作業スタッフのレベル(専門業者の要否)を記載すること。
 - ・ソフトウェア(コンテンツ)・グラフィックパネル・筐体ハードウェアのそれぞれについて、どこまでが現場スタッフで対応可能かを明示すること。
- d. 普遍的な原理を体験する、長期間の運用に耐える展示の提案(長期運用型展示)
 - ・展示の面白さを重視し、来館者(特に子供)の主體的介入や試行錯誤を促すため、アクションに対する多様な反応が得られる設計とすること。
 - ・物理的耐久性を確保するために、体験の質を下げたり、本来必要な機能を制限したりしないこと。
 - ・特殊な専用品を避け、JIS規格品や汎用制御機器、市販の消耗品を採用すること。これにより、10年程度の長期使用を前提とした部品調達と修繕が可能な技術的担保を得ること。
 - ・「高価で頑丈な設計」よりも「安価な汎用品による容易な交換」を選択し、専門業者に頼らず、現場スタッフが安価・迅速に部品交換や微調整を行える構造汎用消耗品の活用、容易なアクセス性等を検討するとともに、トータルのランニングコストを抑制すること。
 - ・提案にあたっては、想定される部品寿命、現場での復旧手順、交換部品の入手ルート、及びコスト抑制策を具体的に提示すること。
 - ・情報・宇宙の展示室から各1例提案すること。
- e. 各展示室の空間設計とストーリー展開

各展示室について、展示空間の全体構成を示す「ゾーニング平面図」と、来館者の体験ストーリーを表現した「イメージパース」を一体的に提出すること。両者を対で提示することにより、空間設計とストーリー展開の整合性を審査委員が一体的に評価できるようにすること。

(ア) ゾーニング平面図

- ・情報の科学展示室・宇宙と地球展示室それぞれについて、展示ゾーンの配置・動線・主要展示物の位置関係がわかる平面図を各展示室2枚以内で提出すること。
- ・各ゾーンの名称または対応する展示項目番号を図中に明記すること。
- ・来館者の主な動線(推奨ルート)を矢印等で示すこと。

(イ) イメージパース

- ・展示を通じて来館者が「問い」を持ち、思考を深めていく一連のストーリーを表現したイメージパースを、各展示室2枚以内で提出すること。パース内には来館者の行動や気づきの様子(キャプション、人物の動作等)を具体的に描き込むこと。
- ・「情報の科学」展示室のストーリー
情報・計算の進化の歴史や「入力・処理・出力」の基本的サイクルから、先端技術(シミュレーション、AI等)が果たす役割(光)と、情報倫理やセキュリティの課題(影)の両側面、さらには人間と最新AIとの共生や人間拡張が拓く未来、自らの未来像を描き、共有し、共創していくプロセスまでを、来館者が自分事として探求し、理解を深めていくもの
- ・「宇宙と地球」展示室のストーリー
縦空間のダイナミックなスケール感を活かし、宇宙の成り立ち、太陽系やハビタブルゾーン、生命の探査といったテーマを、「観測」「探査」「理論」などのアプローチを通じて人類が宇宙を解き明かしてきた「理解の過程」として体感でき、ミクロな素粒子の世界からマクロな宇宙の広がり、そして持続可能な未来社会へと有機的につながる一連のもの

f. 展示アイテムリスト及び展示項目表との対応・整合性の明示

(ア) 展示アイテムリスト兼項目対応マトリクス表

提案する全展示アイテム(展示物品)を一覧化し、各アイテムが「展示項目表」のどの項目に対応するかを同一の表内に示すこと。表には以下の列を設けること。

- ・展示アイテム番号(通し番号)
- ・展示アイテム名称
- ・設置展示室(情報 / 宇宙 / 共用部分)
- ・対応する項目番号(大項目－中項目－細目 例:2－2－1)
- ・ねらい(当該アイテムが具現化するねらいを簡潔に記述)
- ・展示区分(基幹展示 / 発展展示)
- ・理解度レベル(直感体験型 / 仕組み・リテラシー型 / 専門深掘り型)
- ・更新性(普遍基礎 / 更新性高)
- ・整備区分(新設 / 改修 / 流用)

※ 一つのアイテムが複数の項目に対応する場合は、行を分けるか項目番号を列記すること。
項目表の全細目が漏れなく網羅されていることをマトリクス上で確認できるようにし、未対応の項目がある場合はその理由を注記すること。

(イ) 各提案展示物への「対応フォーマット欄」の設置

提案課題 a・b・c・d で提案する具体的な展示物について、企画書またはパース図の中に以下の3項目を記載する「対応フォーマット欄」を設けること。

- ・対応する展示項目表の項目番号(例:2-3-1)
- ・具現化するねらい(項目表記載のねらいに対し、当該展示物がどのように応えるか簡潔に記述)
- ・意図する理解度レベル(直感体験型／仕組み・リテラシー型／専門深掘り型のいずれかを明示)

※ パース図等への書き込みでも可とするが、審査委員が読み取りやすい形式で記載すること。(ア)の一覧表と(イ)のフォーマット欄は相互に参照できるよう、アイテム番号で紐付けること。

【展示アイテムリスト兼項目対応マトリクス表 記載例】

アイテム No.	展示アイテム 名称	設置展 示室	対応項 目番号	ねらい	展示区分	理解度 レベル	更新性	整備区分
I-01	情報の流れ体感装置	情報	1-1-11	入力・処理・出力の基本サイクルを体験し、情報処理の仕組みを直感的に理解する	基幹展示	直感体験型	普遍基礎	新設
I-02	AIと未来社会パネル(可変型)	情報	1-3-2	AIの社会的役割と倫理的課題を考察し、未来への問いを立てる	発展展示	仕組み・リテラシー型	更新性高	改修
S-01	宇宙スケール体感モニュメント	宇宙	2-1-12	縦空間を活かして宇宙の広大なスケールを身体感覚で体験する	基幹展示	直感体験型	普遍基礎	新設
S-02	太陽系モデル	宇宙	2-2-1	太陽系の構造と惑星の特徴を直感的に理解し、地球の特異性に気づく	基幹展示	直感体験型	普遍基礎	流用

※ アイテム番号の「I-」は情報展示室、「S-」は宇宙展示室、「C-」は共用部分を示す

※ ここでいう『新設』『改修』『流用』は、当該展示アイテムをどのように整備するか(新たに製作するか、既存展示物を改修して用いるか、既存展示物をそのまま用いるか)を示す整備手法の区分であり、別添『展示物リスト』における『再利用』『受注者の判断による活用』『保管』『廃棄』の区分(既存展示物の取扱いに関する市の判断区分)とは別の軸である。展示物リストで『再利用』に区分された展示物を用いる場合は『流用』、『受注者の判断による活用』に区分された展示物を改修のうえ用いる場合は『改修』として記載すること。

g. 共用部分(多目的ラウンジ・供用スペース)に関する提案

用途を固定化せず、イベント・学習・没頭・休息など多様なシーンに柔軟に対応でき、展示室の専門分野(情報・宇宙など)の境界を越えて横断的な気づきを促す、可変性と魅力度の高い「没頭と休息が融合する空間」を提案すること。

共用部分3か所のうちいずれか1か所で提案すること。(場所を明記すること。)

h. 展示更新にかかる提案額調書及び提案額内訳書

i. 展示装置の10年間の保守点検、維持管理等のランニングコスト

イ 実務実施体制及び業務計画

j. 本業務の実施体制

展示装置等の設計を監修する体制及びその監修者の経歴を記載すること。

監修者が未定の場合は、想定される監修者の経歴を記載すること。

k. 業務計画表

本業務は、当該区域の展示室及び共用部分に限り閉鎖して実施するものとし、閉鎖する箇所及び期間を業務計画表に明記すること。

ウ 業務実績

l. 本業務担当者(1名)の経歴

m. 類似業務実績

④ 企画提案書の形式

ア 主要となる文章の本文で使用する文字は10.5ポイント以上とすること。

イ 全ての記載事項はA3版横使い横書き左綴り片面使用(左余白25mm、カラー可)とすること。

但し、h 提案額調書はA4版で正本のみに添付する。

ウ 提案書は、項目ごとに以下の枚数とすること。

エ 企画提案aからe及びgで22枚以内、fを含んで30枚以内とする。(fの枚数は8枚以内)

hとi(提案額調書を除く)で3枚以内

オ 業務実施体制及び業務計画(jで1枚、kで1枚)

カ 業務実績(lで1枚、mで2枚以内)

キ 表紙、目次を付けて、通し番号を付すこと(表紙、目次は頁数には含まない)。

ク 表紙には、業務名称及び提出日付を明記すること。提案団体名は正本1部にのみ記載し副本には記載しないこと。

ケ 登録番号を提案書全頁の右下に付すこと。

コ 別途、全頁をA4版に縮小した企画提案書(副本4部)も併せて提出すること。

(6) 企画提案書の提出方法等

① 提出方法

持参または郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限る。提出期限必着のこと。によること。封筒に入れ「青少年科学館展示室等改修業務参加提案書在中」と封筒表に朱書すること。

ただし、送付途中での事故については、一切責任を持たない。郵送等の場合は、提出期限必着。

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。午前9時～正午、午後1時～午後5時

② 提出期限 令和8年9月10日(木)午後5時までとする。

③ 提出先 神戸市文化スポーツ局 文化交流課

所在地:〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

④ 提出部数

A3版企画提案書 17部(正本1部・副本16部) A4版企画提案書4部(副本4部)

及び電子データ(PDF形式)をCD-R又はDVD-Rにて提出する。

※副本については全ての頁において、提案団体の固有名詞は記載しない。

⑤ その他

提出後の提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。

7. 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は「神戸市立青少年科学館展示室等改修業務第3期審査基準」に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(2) 選定方法

① 提案のあった企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を、神戸市立青少年科学館展示室等改修業務第3期プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)が審査し、その意見を受けて神戸市が選定する。

なお、企画提案部分の評価点の合計点が6割に達していない場合は、委託予定事業者として決定しない。

② 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

③ プレゼンテーション

次のとおり、企画提案に係るプレゼンテーションを実施する。実施日時及び実施場所については、後日詳細を通知する。なお、参加人数は各団体5名以内とする。

・開催日時 令和8年9月中下旬(正式な日時等は別途連絡する)

・場 所 神戸市役所 神戸市中央区加納町6-5-1

・所要時間 説明 20分(質疑応答を除く)

④ 説明資料等

プレゼンテーション時の資料については、事前に提出した企画提案書のみを使用するものとする。

また、プレゼンテーション時の追加資料の提出は受理しない。ただし、提案書に記載した機器等の性能や特徴などを分かりやすく伝えるための映像、既に提案しているものを補足するような資料であれば、別途用いてもよい。提案団体が特定される資料作成や特定を誘導する行為は禁止する。

⑤ 使用機器等

大型ディスプレイは本市が用意する。その他の機器を使用する場合は、提案者が準備すること。(詳細は別途連絡)

⑥ 出席しない場合の措置

プレゼンテーションに出席しない場合は、選定から除外する。

(3) 選考項目

選考項目は別表1のとおり

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員又は本市職員や神戸市立青少年科学館関係者に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ 提案書等に記載すべき事項に不備がある場合。
- ⑥ 提案書に記載された本業務担当者が担当できないことが明らかになった場合。
- ⑦ ただし、やむを得ない合理的な理由があると本市が認める場合は除く。
- ⑧ 4に定める応募資格の要件を満たさなくなったとき。
- ⑨ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うなど、選定委員会が不適格と認めるとき。

(5) 選定結果の通知及び公表

- ① 選考結果については、令和8年 10 月上旬(正式な通知日等は別途連絡する)に代表者に電子メール及び郵送により通知するとともに、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。なお、正確な通知日については、別途連絡する。
- ② 選考経緯については、公表しない。
- ③ 選考内容及び結果についての異議・質問等は、一切認めない。

8. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 提出された提案書等は、返却しない。
- ② 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案団体の負担とする。
- ③ 提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案団体が負うものとする。
- ④ 提案書等の内容に含まれる著作権は、それぞれの提案団体に帰属するものとするが、選考結果の公表及びその他神戸市が必要と認めるときには、著作権法第18条第3項に基づき、神戸市はこれを無償で利用できるものとする。
- ⑤ 提案団体が提出する書類は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- ⑥ 提案を取り下げの場合は、辞退届(様式第8号)を提出するものとする。なお、すでに受理した書類一切は返却しない。

⑦ 提出期限までに提案書を提出しない団体は、辞退したとみなす。

⑧ 複数の団体による共同応募を行う場合、当該団体を構成する団体は、いずれも本募集への重複応募(単独応募及び他の団体との共同応募)を行うことはできない。(重複応募の禁止)

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市文化スポーツ局文化交流課(電話番号 078-322-5786)

kagakukan@city.kobe.lg.jp